

(平成23年2月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鹿児島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年8月1日までの期間について、標準報酬月額の設定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を19年11月から20年7月までは36万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年3月7日から20年8月1日まで

申立期間に勤務していた間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額に比べ低いものとなっている。

また、私が所持している当時の給与支給明細書においても、給与から控除されていた厚生年金保険料額が、給与支給額と比べて低くなっており、申立期間における標準報酬月額の記録について、実際の給与支給額に見合うものに訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年3月7日から20年8月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成15年3月7日から19年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間である

から、厚生年金特例法を、同年11月1日から20年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成19年11月1日から20年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、19年11月から20年6月までは26万円、同年7月は30万円と記録されている。しかし、申立人が所有する給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる19年4月から同年6月まで、及び20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成19年11月から20年7月までは36万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成15年3月7日から19年11月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が保管する給与明細書からは、当該期間における厚生年金保険料額及び給与支給総額が確認できるところ、当該期間の各月の厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれも給与支給総額に見合う標準報酬月額に比べ低くなっていると同時に、平成19年9月及び同年10月を除き、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認でき、19年9月及び同年10月分については、オンライン記録上の標準報酬月額の方が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成20年4月1日から同年11月1日までの期間について、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時における標準報酬月額、及び標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる同年4月から同年6月までは、標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を20年4月から同年10月までは18万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和60年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年3月1日から同年11月1日まで

申立期間の給与については、保険料などを控除された後、現金で手渡されていた。平成20年10月に突然解雇を言い渡され、会社の代表者も交代したようだが、年金事務所の記録と、私が所持している給与明細書の保険料控除額に基づく標準報酬月額が相違しているため、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成20年3月1日から同年11月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成20年3月については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年4月1日から同年11月1日までの期間については、本件申立日において保険料

徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成20年4月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、同年3月に月額変更が行われ、9万8,000円と記録されている。しかしながら、年金事務所が保管する申立人に係る標準報酬月額変更届に記載された報酬月額（平成19年12月から20年2月まで）は5万円となっているが、申立人から提出された給与明細書（20年1月及び同年2月）とは大きく異なっており、固定的賃金に変動があったとは認められないことから、当該期間については当初の資格取得時（19年7月）に決定された報酬月額（18万円）とすることが妥当と考えられる。また、申立期間のうち20年9月及び10月については、申立人から提出された給与明細書から当該標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる20年4月から同年6月までは標準報酬月額18万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額を平成20年4月から同年10月までは18万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成20年3月については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内とされていることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立人が所有する給与支払明細書に記載された給与支給額に見合う標準報酬月額は20万円であることが確認できることから、当該給与支払明細書に記載されている保険料控除額に見合う標準報酬月額は9万8,000円であり、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和46年3月22日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月22日から同年4月1日まで

私は、昭和35年7月から平成元年8月までの間、現在のB社、その前身の複数の事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間当時はB社が発行した在職証明書のとおり、私が昭和46年3月22日に、C社から転勤でA社に着任していた時期である。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社が発行している申立人に関する「在職証明書」、同社D支社が保管している申立人に係る「昭和46年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」などから判断すると、申立人が同社の関連事業所に継続して勤務し(昭和46年3月22日に、C社からA社へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の「昭和46年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人が申立期間、並びにその直前の昭和46年1月及び同年2月に控除されている厚生年金保険料額が同額であったと見られるため、同年2月の社会保険事務所(当時)の記録から5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和49年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているとともに、B社でも、前述の在職証明書等以外には、当時の関係資料を保管していないことなどから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の納付状況等は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料等が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から55年3月まで  
20歳になった時に国民年金に加入し、国民年金保険料は、公民館で毎月納付していた。母からも、年金だけは必ず納めるようにとうるさく言われていたので、一度も払わなかったことはないと思うので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月16日に市に払い出されていることが確認できる上、市の国民年金被保険者名簿の備考欄に「55.3.22届適用もれ」の記載が確認できることから、申立人は、55年3月22日に国民年金の加入手続を行い、20歳まで遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認できるところ、当該加入手続を行った時点では、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、当該国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 鹿児島国民年金 事案 688 (事案 586 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、昭和50年頃、父親に勧められて国民年金に加入した際、市役所の職員から、「今なら過去の未納分の保険料を納付することができる。」と聞き、夫婦二人分の国民年金保険料を一括で15万円程度、納付したことを記憶している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

前回、全ての期間納付したと申立てをしたのに、申立期間の一部が認められなかった。このことについて納得がいかないので再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和50年12月の時点では、特例納付や過年度納付をすることができない期間であるとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年11月9日付けの通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり、「全ての未納期間を納付したはずであり、一部の期間の納付が認められなかったことに納得がいかない。」として、当委員会に再審議を求めたが、申立期間については、当時、制度上、納付することができない期間である上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 8 月 27 日から 42 年 9 月 8 日まで  
② 昭和 42 年 10 月 5 日から 44 年 3 月 26 日まで  
③ 昭和 44 年 6 月 27 日から同年 7 月 16 日まで  
④ 昭和 44 年 7 月 18 日から 47 年 5 月 1 日まで  
⑤ 昭和 47 年 5 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、それぞれA社、B社、C社及びD社に船員として勤務していたが、全申立期間に係る標準報酬月額は、私が実際に受け取っていた給料に比べて著しく低くなっている。

全申立期間について、受け取っていた給料に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社が保管している船員保険被保険者資格取得届では、申立期間①及び②に係る資格取得時の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報酬月額は、オンライン記録において申立人と概ね同額であることが確認できるとともに、その元同僚は、「申立人とは同学年で、業務内容も給与額等も大体同じであったと思う。当時の私の給与額はオンライン記録のとおりである。」と述べている。

2 申立期間③については、申立人と同じ時期にB社に勤務していた元同僚は、「申立人のことは覚えていないが、当時の給与額は、オンライン記録の標準報酬月額と概ね一致していたと思う。」と述べている上、その元同僚の標準報酬月額は、申立人と同額となっている。

3 C社に係る申立期間④については、申立人が氏名を挙げた元同僚の標準報

酬月額、オンライン記録において申立人と概ね同額であることが確認できるとともに、その元同僚は、「申立人のことはよく知っている。申立人は私よりも1年遅れで入社し、経験加算が無かったので初めは私の給与の方が高かったが、1年後には同じ給与額になったと思う。当時の給与明細書は持っていないが、給与額は、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額と一致している。」と述べている。

4 申立期間⑤については、申立人と同じ時期にD社（昭和47年10月1日にE社から名称変更）に勤務していた元同僚のオンライン記録は、申立人の標準報酬月額と概ね同額であることが確認できる上、他の元同僚も自身の標準報酬月額の記録は当時の給与額と一致していると回答している。

5 また、申立期間①から⑤までに係る4事業所については、A社は当時の賃金台帳等を保管しておらず、B社の事業主は既に死亡しており、C社及びD社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明となっていることから、申立期間に係る報酬額及び厚生年金保険料の控除等が確認できない。

6 さらに、申立期間①から⑤までにおける標準報酬月額については、各々の申立事業所に係る船員保険被保険者名簿及び被保険者原票の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の同名簿に係る標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な点は確認できない。

加えて、申立人は全ての申立期間に係る標準報酬月額を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について船員保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 鹿児島厚生年金 事案 636 (事案 226 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 5 月 11 日から 36 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 8 日から 41 年 4 月 21 日まで

年金受給の手續に社会保険事務所(当時)へ出向いた際、申立期間について、脱退手当金を受給していると知らされ驚いた。その際に、初めて脱退手当金制度も知った。社会保険事務所の場所を知ったのは、夫が亡くなった時に通知が届いて訪ねた時が最初である。

帰郷後にA県へ行ったこともなく、社会保険事務所の場所も知らない私が、脱退手当金をどこで誰から支給されたことになっているのか知りたい。

前回の申立てが認められなかったことに納得がいかないので、再度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 10 か月後の昭和 42 年 2 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 16 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、脱退手当金を受給した記憶は無く、受給したとするならば、脱退手当金が誰にどのようにして支払われたのかを明らかにしてほしいとして、当委員会に再申立てを行ったが、申立内容及び新たに聴取した内容は、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年11月15日から27年3月1日まで

私は、改めて採用された昭和26年11月1日から28年の初めにかけて、A社、及び同社の事業を引き継ぐB社で継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、私が申立期間中、B社で働いていたことは、昇給通知書4枚から分かるので、厚生年金保険に加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管しているB社発行の昇給通知書から、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人のA社に係る資格喪失日は昭和26年11月15日、及びB社に係る資格取得日は27年3月1日となっていることが確認できるのみである上、これらの日付は、前者の事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日、一方の後者の事業所が新規に適用事業所となった日と一致する。

また、B社は、昭和48年12月1日付けで適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主も既に死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

さらに、前述のB社及びA社の二つの被保険者名簿に記載されている元同僚12人のうち、唯一連絡の取れた1人から聴取したところ、「私は申立期間当時、両事業所で申立人と一緒に勤務していた。」としながらも、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、申立人と同様に、A社に係る前述の被保険者名簿において、当該事

業所が適用事業所でなくなった日（昭和 26 年 11 月 15 日）に被保険者資格を喪失している被保険者 6 人（申立人を除く。）が確認できるところ、この全員が、申立期間直後で、かつ、B 社が新規に適用事業所となった日（27 年 3 月 1 日）に至るまで当該事業所に係る被保険者資格を取得していないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

申立期間に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

私は申立期間当時、申立事業所において営業成績は上位で、20万円以上の給与をもらっていたことを記憶している。

申立期間について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、A社は、昭和 59 年 2 月 10 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主と連絡が取れないことから、申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除状況等が不明である。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡は確認できない。

なお、申立人が申立期間当時、申立事業所において申立人と同様に営業成績が上位であったとして氏名を挙げた元同僚については、オンライン記録により、その資格取得日から7か月間における標準報酬月額は、申立人と同程度となっている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から同年12月1日まで  
② 平成2年10月1日から3年6月1日まで  
③ 平成6年10月1日から9年10月1日まで  
④ 平成9年11月1日から11年5月1日まで

申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額については、私がA社から受け取っていた給与額に比べて低くなっている。

申立期間①及び②を含む平成元年8月から3年5月までの給与額は30万円、申立期間③及び④を含む6年10月から11年4月までの給与額は50万円だったと記憶している。

申立期間①、②、③及び④について、私が受け取っていた給与額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③及び④に係る標準報酬月額の記録が、当時の給与支給額と相違している旨申し立てている。

しかし、申立人は、全申立期間における給与額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料を保管していない。

また、A社は、平成11年5月1日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の元事業主は既に死亡していることなどから、全申立期間における厚生年金保険料の控除状況等が確認できない。

さらに、申立人が氏名を挙げた申立事業所の元経理担当者を含む元同僚4人から聴取したものの、申立内容を裏付ける供述等を得られない。

加えて、オンライン記録では、全申立期間の標準報酬月額が遡及して取り消されたり、より低額な金額へと訂正された形跡などは確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が全申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 10 月 8 日から 59 年 9 月 26 日まで  
② 昭和 62 年 4 月 1 日から 63 年 6 月 1 日まで

申立期間①については、A社の正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②については、私が昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの間、B社の非常勤職員として途切れることなく勤務していたにもかかわらず、申立期間②における加入記録が無い。

私は各申立事業所で間違いなく勤務していたので、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人が昭和 57 年 10 月 8 日から 59 年 9 月 25 日までの間、A社で雇用されていることが確認できる。

しかし、申立事業所は、昭和 62 年 4 月 1 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の所在も不明であることから、申立期間①における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明である。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚は、「私は、昭和 56 年 10 月から 63 年 12 月までの間、申立事業所で勤務していたが、退職するまでの約 1 年 9 か月間の加入記録が無い。」と供述しているほか、オンライン記録から申立期間当時に申立事業所において厚生年金保険の被保険者であった元同僚のうち、連絡の取れた元同僚二人は共に、入社から少なくとも数か月間の加入記録が無い旨供述しており、当該事業所では、一部の従業員を勤務期間どおりには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立期

間①及びその前後に、申立人の氏名は無く、整理番号の欠番も見られないことから、申立人の被保険者資格記録が欠落したとは考え難い。

次に、申立期間②については、雇用保険の記録から、申立期間②を全て含むこととなる昭和62年4月1日から平成3年3月31日までの間、申立人がB社で雇用されていることが確認できる。

しかし、申立事業所では、申立人に関する「退職証明書」により、申立人を申立期間②の期間中に、2か月未満の任期を定めた臨時職員として、繰り返し計10回にわたって在籍させていることが確認できる。

また、B社では、当時の2か月未満と定められていた臨時職員については、任用期間ごとに1日以上空けて任用した旨回答しているところ、2か月以内の期間を定めて使用される者は、厚生年金保険法第12条により、厚生年金保険の被保険者としなさいこととされている。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている元同僚のうち、連絡の取れた4人から聴取したものの、申立人の氏名を覚えていないとするのみで、申立てに関する供述等が得られない。

加えて、申立事業所に係る前述の被保険者原票及びオンライン記録では、申立人の被保険者資格記録が、申立期間②直後の昭和63年6月1日から平成3年4月1日までの間に確認できるのみであり、申立期間②及びその前に、申立人の氏名は無い。

このほかに、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。